

無実の罪で50年! これ以上石川一雄の人生を奪は続けるな!

狭山事件の証拠開示勧告・事実調べを行い、再審開始決定を

50年前発生した高校生殺害事件・いわゆる狭山事件は、現在貴部において、第3次再審請求審の3者協議が進められています。本再審請求人であり、事件の犯人として服役させられた石川一雄さんが無実のまま囚われ、既に半世紀になっています。09年の貴部・門野博裁判長による勧告以降、100点を超える証拠が開示されましたが、「殺害現場」とされる雑木林の血痕反応検査など、重要な証拠は「見当」とされ、東京高検にはいまだ多くの証拠が眠っています。

私は狭山事件の再審開始決定を求め、下記のことを要望いたします。

1 事件に関わる全証拠の開示を、東京高等検察庁に対して勧告して下さい。とりわけ弁護団指定の未開示証拠の開示と、証拠リストの提示を勧告して下さい。

2 「事件当日に「殺害現場」の隣の畑にいたが、悲鳴も何も聞いていないし、怪しい人影もなかった。」というOさんの証人尋問、現場検証や、鑑定人尋問をおこなって下さい。

3 本審で47年ぶりに開示された「逮捕当日の石川さんの上申書」と「脅迫状」の筆跡・筆記能力の違いは明らかです。両証拠についての事実調べ、鑑定人尋問をおこなって下さい。脅迫状・封筒使用

インクのX線分析器による鑑定を囑託して下さい。

4 殺害方法や関係証拠(腕時計・スコップ・万年筆等)で弁護・検察両者の主張が異なる事項について、事実調べ、鑑定人尋問をおこなって下さい。

この間、再審で無罪となった足利事件、布川事件、東電社員殺人事件の教訓は、事実調べと証拠開示が冤罪(えんざい)から無実の人を救うカギだと思います。狭山事件においても、すみやかに弁護側への証拠開示を勧告し、事実調べを実施し、再審開始決定を行うよう求めます。(2013年5月)

東京高等裁判所第4刑事部 裁判長 河合健司 様

名前	
住所	

●取り扱い